

⑦独自利用事務の関連規範		飯島町福祉医療費給付金給付条例(昭和49年飯島町条例第41号) 飯島町福祉医療費給付金給付規則(昭和49年飯島町規則第20号)
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	飯島町福祉医療費給付金給付条例第9条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	障がい児者に対する医療費の助成に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障がい者若しくは当該障がい者の配偶者、当該申請を行う障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 口	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う障がい者若しくは当該障がい者の配偶者、当該申請を行う障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報	当該申請を行う障がい者又は当該申請に係る障がい児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ニ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う障がい者又は当該申請に係る障がい児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ホ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う障がい者又は当該申請に係る障がい児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 3 号	飯島町福祉医療費給付金給付条例第9条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条第1項の特定障害者特別給付費及び同法第35条第1項の特例特定障害者特別給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	障がい児者に対する医療費の助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 3 号	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣又は日本年金機構
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者に係る国民年金法第30条の4の障害基礎年金の支給に関する情報	当該申請を行う障がい者に係る国民年金法第30条第2項の障害等級に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	障がい児者に対する医療費の助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項の支給認定基準世帯をいう。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障がい者若しくは当該申請に係る障がい児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項の支給認定基準世帯をいう。)に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ロ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う障がい者若しくは当該申請に係る障がい児又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ハ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者		都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の支給認定に関する情報	当該申請を行う障がい者又は当該申請に係る障がい児の保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の支給認定に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ニ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う障がい者又は当該申請に係る障がい児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ホ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第2号及び第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う障がい者又は当該申請に係る障がい児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報
備考		